

## 令和4年度(2022年度)八王子市認可外保育施設保護者負担軽減給付費支弁要綱

### (目的)

第1条 認可外保育施設等を利用する八王子市民に対し、幼児教育・保育の無償化による子育てのための施設等利用給付費及び施設利用支援給付費を保育料の一部として給付することにより、保護者の負担軽減を図るとともに安心して子どもを産み育てることができ環境づくりを推進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童

児童福祉法(昭和22年法律第164号、以下「法」という。)第4条に定める乳児及び幼児で、市長が認めた場合を除き八王子市の住民基本台帳に登録された者をいう。

(2) 保護者

児童に対する親権を行う者で、市長が認めた場合を除き児童を現に監護する者をいう。

(3) 認可外保育施設等

認可外保育施設等とは、以下の施設をいう。

ア 東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に定める認証保育所で子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「支援法」という。)第30条の11に定める確認された施設。

イ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。)第17条第1項の認可を受けていないもので、法第59条の2に基づき、市長及び都道府県知事(政令市、中核市含む。)に届け出ている認可外保育施設であつ支援法第30条の11に定める確認された施設。

(4) 利用料

認可外保育施設等に月額利用料として支払う利用料(給食費等特定費用を除く)をいう。

### (給付対象者)

第3条 給付の対象となる者は、認可外保育施設等に月の初日に在籍している児童の保護者とする。

(給付対象期間)

第4条 給付の対象期間は、令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの期間とする。

(給付費の額)

第5条 給付費の金額は、別表に定める額とする。

ただし、本給付費が月額利用料を上回る場合、月額利用料を給付金額の上限とする。

(給付費の支弁)

第6条 給付費を受けようとする保護者は、給付費の請求を認可外保育施設等の設置者等(以下「設置者等」という。)に委任するものとし、設置者等に支弁するものとする。

(請求)

第7条 第2条(3)アで規定する認証保育所の設置者等が、この要綱で定める費用の支弁を受けようとする場合は、請求書に次に掲げる書類を添えて、毎月、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 請求金額内訳書
- (2) 提供証明書

(申請)

第8条 第2条(3)イで規定する認証保育所以外の認可外保育施設の設置者等が、この要綱で定める費用の支弁を受けようとする場合は、施設等利用費申請書(様式1)、八王子市認可外保育施設利用支援給付費申請書(様式2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請金額内訳書
- (2) 提供証明書

(給付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請に係る書類の審査を行い、給付すべきものと認めたときは、施設等利用費等決定通知書(様式3)を設置者等に通知するものとする。

(適正使用義務)

第10条 認可外保育施設等の設置者等は、この要綱で定める用途目的以外の目的に給付費を使用してはならない。

(状況報告)

第 11 条 市長は、費用の支弁をした認可外保育施設等の設置者等に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

(返還)

第 12 条 市長は、費用の支弁を受けた認可外保育施設等の設置者等がこの要綱に定める規定に違反した場合は、その全部又は一部を取り消し、また既に費用が支弁されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(この要綱に定めない事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年(2020 年)4 月 1 日から令和 3 年(2021 年)3 月 31 日の期間であっても、申請時において利用料が確定した日(翌月 1 日)から起算して 2 年を経過していない場合で、かつ令和 2 年度(2020 年度)及び令和 3 年度(2021 年度)八王子市認可外保育施設保護者負担軽減給付費支弁要綱により給付費を支弁していない場合は、本要綱による給付対象期間とする。
- 3 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日の期間であっても、令和 3 年度(2021 年度)八王子市認可外保育施設保護者負担軽減給付費支弁要綱により給付費を支弁していない場合は、本要綱による給付対象期間とする。
- 4 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表 認可外保育施設等保護者負担軽減月額上限額

1. 認証保育所月極利用者

(単位 円)

区 分			保育を必要とする場合 新2号、新3号認定を受けたもの		保育を必要としない場合
			子育てのための施設等利用給付費 (国制度)	施設利用支援給付費 (市制度)	施設利用支援給付費 (市制度)
0～2歳児	住民税課税世帯	第一子		40,000	40,000
		第二子		54,000	54,000
		第三子以降		67,000	67,000
	住民税非課税世帯	第一子	42,000	25,000	25,000
		第二子	42,000	25,000	25,000
		第三子以降	42,000	25,000	25,000
3～5歳児		第一子	37,000	20,000	20,000
		第二子	37,000	20,000	20,000
		第三子以降	37,000	20,000	20,000

※「第一子」とは、認証保育所利用者とし計を一にする者のうち、最年長の子どもであると市長が認めた者。

※「第二子」とは、認証保育所利用者とし計を一にする者のうち、最年長者から数えて2人目の子どもであると市長が認めた者。

※「第三子以降」とは、認証保育所利用者とし計を一にする者のうち、最年長者から数えて3人目以降の子どもであると市長が認めた者。

2. 認証保育所以外の施設で「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設の月極利用者。

(単位 円)

区 分			保育を必要とする場合 新2号、新3号認定を受けたもの		保育を必要としない場合	企業主導型保育施設利用者
			子育てのための施設等利用給付費 (国制度)	施設利用支援給付費 (市制度)	施設利用支援給付費 (市制度)	施設利用支援給付費 (市制度)
0～2歳児	住民税課税世帯			20,000	20,000	20,000
	住民税非課税世帯	42,000	20,000	20,000	20,000	20,000
3～5歳児			37,000	20,000	20,000	20,000

※企業主導型保育施設については、公益財団法人児童育成協会から無償化対象児童に対する利用料の助成額がある場合は、その額を利用料から差し引いた額と20,000円を比較し低い額とする。

3. その他認可外保育施設等月極利用者

(単位 円)

区 分		保育を必要とする場合 新2号、新3号認定を受けたもの
		子育てのための施設等利用給付費 (国制度)
0～2歳児で住民税非課税世帯		42,000
3～5歳児		37,000

※八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費実施要綱別表5の基準に基づく施設含む